

さいたま市物品納入等契約に係る入札等結果情報公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市が発注する物品の製造の請負、買入れ、修理又は売払い（以下「物品納入等」という。）に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の結果（以下「入札等結果情報」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容等)

第2条 この要綱において、入札等結果情報の公表の対象となる契約は、支出負担行為予定額が30万円（物品の修繕においては、100万円）以上の物品納入等とする。ただし、次の各号に掲げる契約情報は、除くものとする。

- (1) さいたま市情報公開条例（平成13年条例第17号）第7条各号に該当する契約情報
- (2) 国又は地方公共団体を契約の相手方とする契約情報
- (3) 水道事業会計に属する契約情報

2 入札等結果情報に係る公表内容については、別表に定める事項を公表するものとする。

(公表の方法)

第3条 入札等結果情報の公表方法については、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧所を設け閲覧に供する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

- (1) 閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合の閲覧場所は、財政局契約管理部調達課とし、閲覧日時は、本庁舎の開庁日及び開庁時間内とする。
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法の場合は、さいたま市の財政局契約管理部調達課のウェブページへの掲載又は埼玉県電子入札共同システムにおける情報公開システム（以下「システム」という。）を利用して行うものとする。

2 入札等結果情報に係る公表については、前項第1号による方法の場合は、入札（見積）結果報告書（様式1号）及び入札（見積）結果内訳書（様式2号）により、契約締結後速やかに公表するものとし、前項第2号による方法の場合は、入札結果表（様式3号又は様式4号）又は見積結果表（様式5号）により、当該契約が締結された日の翌日から10日以内に公表するものとする。

(閲覧の期間)

第4条 入札等結果情報は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧できるものとする。

(電子入札における公表の特例等)

第5条 システムを利用して公表する場合には、当該システムの形式によるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、入札等結果情報の公表について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

公表の方法	閲覧所を設け閲覧に供する方法	インターネットを利用して閲覧に供する方法		
様式の種類	様式1号、2号	様式3号	様式4号	様式5号
契約方法	一般競争入札 指名競争入札 随意契約	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
公表事項	(1) 件名	(1) 件名	(1) 件名	(1) 件名
	(2) 発注課所名	(2) 発注課所名	(2) 発注課所名	(2) 発注課所名
	(3) 入札日時(随意契約の場合は、見積日)	(3) 入札日時	(3) 入札日時	(3) 見積日
	(4) 入札(見積)場所	(4) 契約方法	(4) 契約方法	(4) 契約方法
	(5) 納入期限	(5) 契約形態(単価契約の場合は、その単位)	(5) 契約形態(単価契約の場合は、その単位)	(5) 契約形態(単価契約の場合は、その単位)
	(6) 契約方法	(6) 入札業者名	(6) 入札業者名	(6) 見積書を徴した相手方名
	(7) 落札者決定日(事後審査型一般競争入札の場合のみ)	(7) 入札金額	(7) 入札金額	(7) 見積金額
	(8) 契約形態(単価契約の場合は、その単位)	(8) 落札業者名	(8) 落札業者名	(8) 契約の相手方名
	(9) 入札業者名(随意契約の場合は、見積書を徴した相手方名)			(9) 随意契約によることとした理由
	(10) 入札金額(随意契約の場合は、見積金額)			
	(11) 落札業者名(随意契約の場合は、契約の相手方名)			
	(12) 入札執行者の所属及び名前			
	(13) 納入場所			
	(14) 入札(見積)該当品名及び数量			

見積結果表

件名		発注課所		見積日
契約方法	契約形態	単価契約の単位 (単価契約の場合)	備考	
業者名		見積金額(税抜)		備考